

被疑者国選弁護人選任事務処理手順書

平成25年1月4日作成
平成26年8月26日改訂
平成28年11月1日改訂
平成29年3月31日改訂
平成30年6月1日改訂

令状及び被疑者国選事務等説明会配布資料

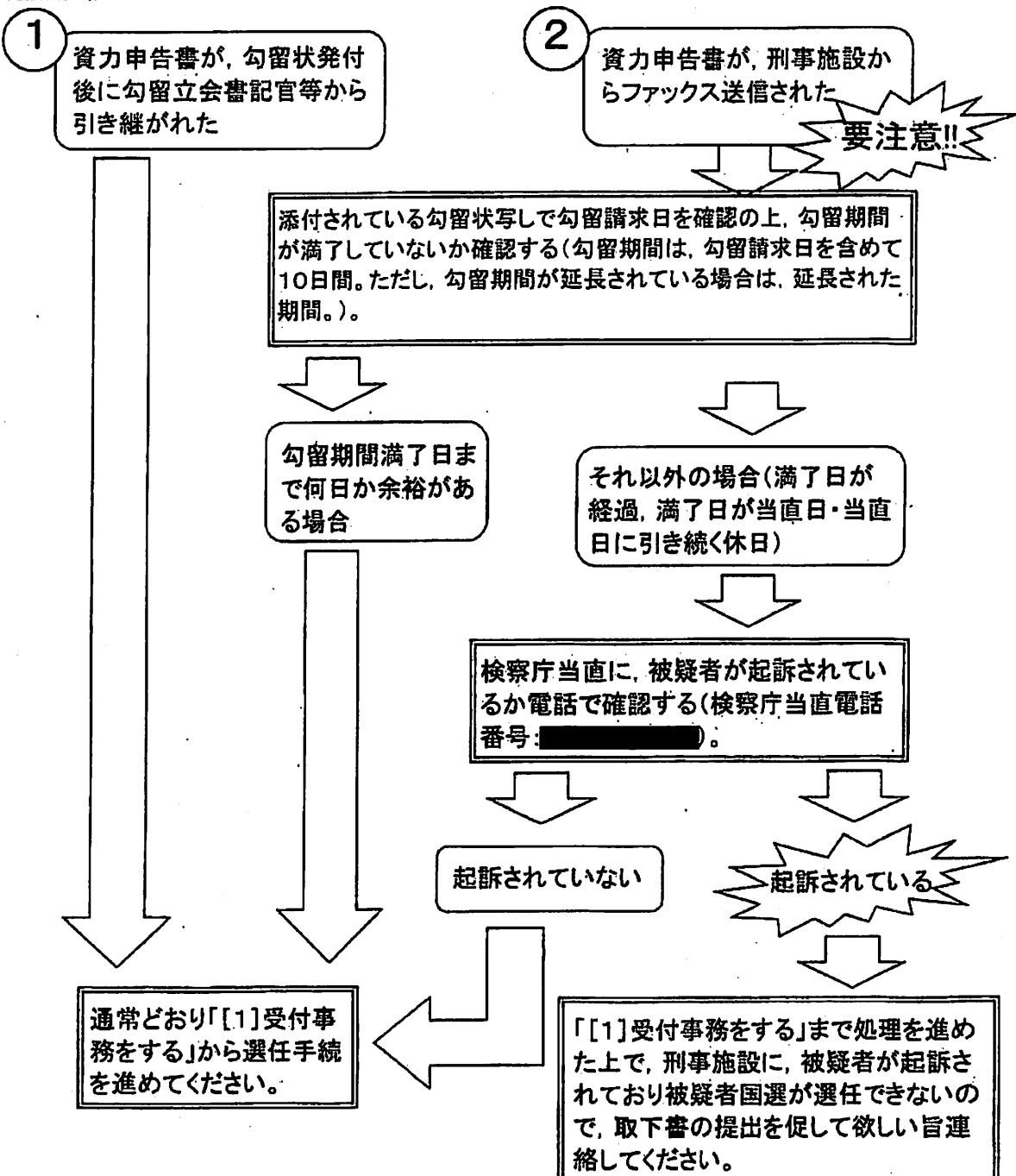
目 次

[はじめに] 資力申告書が提出された際の留意事項	2
[1] 受付事務をする	3
[2] 記録表紙等を作成する	4
[3] 依頼書をファックス送信する	8
[4] 指名通知書を受信する	9
[5] 選任書等を作成する	10
[6] 選任通知書を送信する	14
[7] 選任通知書の送信確認をする	15
[8] 終了	16

[はじめに] 資力申告書が提出された際の留意事項

国選弁護人選任請求書・資力申告書の提出については、主に次の2つの場合があります。

- ① 勾留請求時又は勾留質問時に被疑者が提出した国選弁護人選任請求書・資力申告書が、勾留状発付後に勾留立会書記官等から引き継がれる場合
 - ② 既に勾留されている被疑者が提出した国選弁護人選任請求書・資力申告書が、留置施設からファックス送信される場合
- ②の場合、被疑者が起訴されていないことを確認する必要がありますので、次のフローチャートに沿って処理を進めてください(被疑者が起訴されている場合、被疑者国選弁護人は選任できません。)



[1] 受付事務をする

1. 提出書類の確認

- ① 国選弁護人選任請求書・資力申告書
 - ② 勾留状の写し(1枚目、2枚目、別紙)
 - ③ 不在・不受任通知書(資力が50万円以上の場合は必ず必要)

2. 国選弁護人選任請求書・資力申告書の記載等の確認

國選參議人選任請求書·資力申告書

国連外団人選任請求書・費力申告書

成約書一欄

被選する官署の印に印しを附け、の事項を記入し、お預りください。

(注意) 3(1)に記載した合計額の金額が50万円以上ある場合には、この申告書を提出して国連外団人選任を請求する前に、必ず、大蔵省領事会に対して、私連外団人選任の申出をする必要があります。

3 次の事件について、2に記載した理由により私連外団人を選任してどができないので、国連外団人選任の選定を請求します。

事件名 順正

2 理由

(2)ア又はイの日本に在レ点を持った場合で、大蔵省領事会から當初お申出を受け取っているときは、この請求書と一緒に提出してください。

□ (3) 第四のため

□ (3) 平成二年 月 日、大臣が日本に對して、私連外団人の選任を申し出たが、氏の在職から選任することができなかつたため。

□ (3) 大蔵省領事会から日本人となることをする者の専門知識が足らなかつた。

□ (3) 依頼された企画士等の専門知識が足らなかつた。

□ (3) その他の理由 (具体的に書いてください。)

232.12 (日)
1980年2月12日

3 費力申告

私連外団人の資本の合計額(費力という。)と内訳は、記載したとおりで間違ひありません。

■ その他の資本には、財産(原価額、販賣額に対する割合)、小切手の開票にあり融資額が貯蓄にてて現に出し仕合の上、販賣額に対する割合等を算定して記載して貰われたものとあります。あらかじめ付いてる販賣額に対する割合を記載してください。

(注意) 費利潤の取扱をもさる目的で、その実力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の罰金を科せらることがあります。

(1) 全額 (金額約 16,000円)

(2) 内訳 現金 (口座 五 一 勘 15,000円)

会員登録に対する登録料 (口座 一 勘 1円)

社内報等 (口座 一 勘 1円)

金融機関の自己完売手 (口座 一 勘 1円)

別途負担 (口座 一 勘 1円)

■ 会員登録に対する登録料とは、会員登録料、会員登録料の返却料、会員登録料の税金、会員登録料の税金の返却料、会員登録料の税金の税金等を含むものとされています。

■ 会員登録料とは、被選任の日本に在レの官署が会員登録料に対する割合を算定して貰うべきであると見て取れることです。

平成2年 2月11日 氏名 山岡 本用 国

(印鑑 45号 申月 1980年)

■ 以下の欄は、書類認証用。郵便封筒・少年郵便局用郵便袋が記入してください。

1 送付封筒 □ 各局用 □ 各局用郵便の手配 □ 不在・不在追跡印客

2 郵便局へ送付封筒の取扱い □ 不在・不在追跡印客

3 寄附・収容印客

4 田端 _____ 郵便 _____

- ① 事件名が勾留状の記載と一致しているか。
 - ② 請求理由が(1)貧困の場合は資力が50万円未満であるか、(2)不在・不受任の場合は不在・不受任通知書があるか。
 - ③ 資力の内訳にチェック漏れもしくは金額の記載漏れがないか。
 - ④ 被疑者の署名・指印があるか(外国人の場合は指印はなくてよい。)

3. 受付印の押捺、採番

- ① 国選弁護人選任請求書・資力申告書に(記)受付印を押捺し、受付者の認印を押捺する。

※ 地裁・簡裁の区別に注意！
(勾留状を発付した庁の受付印)

※ 簡裁で受け付けるべき請求を当直裁判官が処理する場合、簡裁併任の裁判官が簡裁の裁判官として処理するようにしてください(令状日誌の中にある「裁判官の令状当直」で確認できます。)。

- ② 上訴申立書等記録簿で探番する
(受付日と被疑者名を記入)。

※ 地裁・簡裁の区別に注意！
(帳簿が分かれています。地裁は1万台、簡裁は2万台の番号)

- ③ 記番号を受付印の記番号欄に記入する。

上飯由立塞筆記錄擴

出発地(都道府県) 市町 番号				目的地(都道府県) 市町 番号				上記や立場の記述			
出発地番号	出発地 市町	出発地 番号	乗組者・少年等	目的地番号	目的地 市町	目的地 番号	乗組者等	立場番号	立場名	立場番号	立場名
100001	2-12	(1)	山田 太郎	100001	山田	100001	山田太郎	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100002	-	(2)		100002	山田	100002	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100003	-	(2)		100003	山田	100003	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100004	-	(2)		100004	山田	100004	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100005	-	(2)		100005	山田	100005	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100006	-	(2)		100006	山田	100006	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100007	-	(2)		100007	山田	100007	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100008	-	(2)		100008	山田	100008	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100009	-	(2)		100009	山田	100009	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田
100010	-	(2)		100010	山田	100010	山田	100-07-07	山田	100-07-07	山田

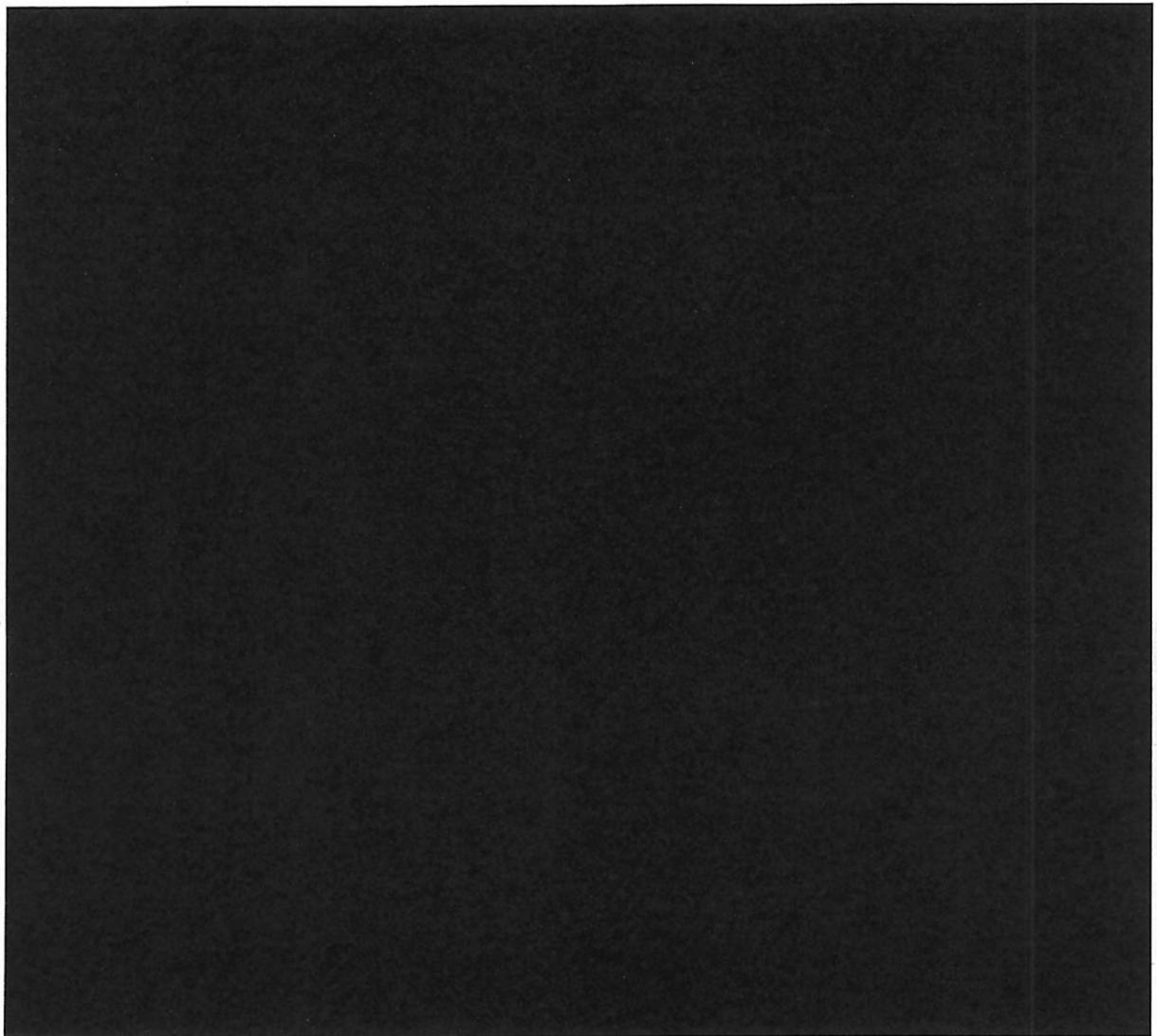
【注意】 勾留質問手続等で新たに提出された國選弁護人選任請求は、すべて当日中に受付事務を行ってください。

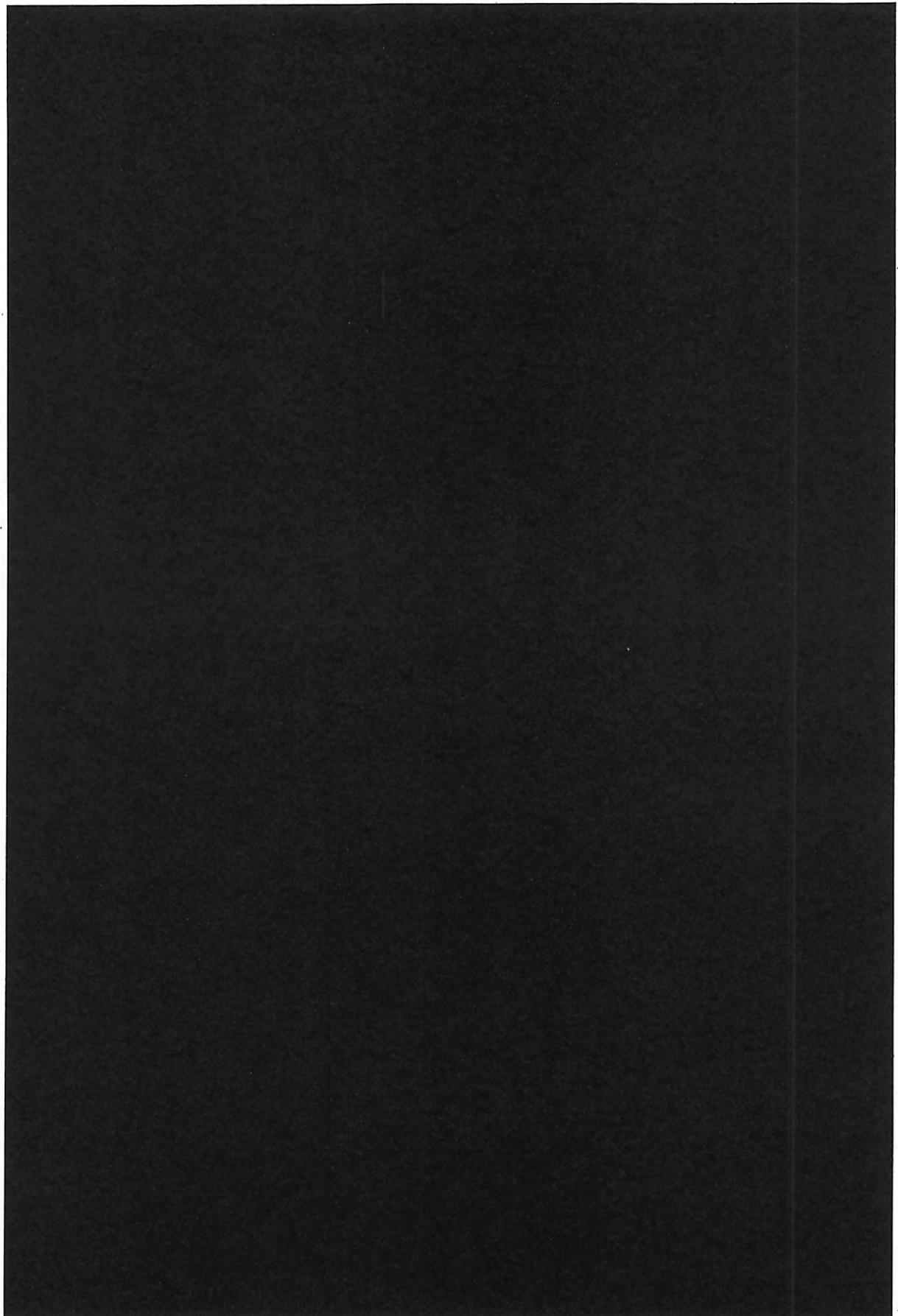
[2] 記録表紙等を作成する

※ 記録表紙及び国選弁護人候補指名通知依頼書が既に作成されている場合は「2. 記録表紙への所要事項の記入」に進んでください。

作成されていない場合は「1. 記録表紙及び国選弁護人候補指名通知依頼書の作成」から処理を進めてください。

1. 記録表紙及び国選弁護人候補指名通知依頼書の作成





2. 記録表紙への所要事項の記入

平成26年 6月 第10001号	
國 連弁 議人 選任 請 求 等 事 件 記 录	
大阪地方裁判所	
事件番号	平成26年 6月 第10001号
被疑者及び被疑事件等	
被疑者 山田太郎	
被疑事件 傷害	
勾留日 平成26年 5月22日	
勾留場所 [REDACTED]	
請求者等	弁護人
<input checked="" type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被告 <input type="checkbox"/> 取扱説明書を取る中立人	
電話番号	電話番号
提出日期 平成 年 月 日	保存期間 平成 年 月 日

① 採番した(記)番号が印字されているか確認し、印字されていなければ記入する(左上部にも記入してください)。

② 「請求者等」欄の「被疑者」にレ印を記入する。

[3] 依頼書をファックス送信する

1. 国選弁護人候補指名通知依頼書の確認

国選弁護人候補指名通知依頼書		裁判官印 印
日本司法支援センター大阪地方事務所 別中		大阪ナスト地方裁判所
送行番号	依頼日 平成26年5月23日	
ヤマダクロウ	生年月日 平成4年6月19日生	
成年被	被	
山田太郎	被	大阪府天満警察署留置室
事件	勾留日 平成26年5月22日	事件名
平成26年(乙)第10001号	少年	被害者
平成26年(乙)第10104号		
監護弁護人	平成26年5月22日	
被	被	被
被	被	被
被	被	被
国選弁護人候補指名通知書		
氏名		
住所又は事務所		
所属弁護士会名	TEL	FAX
大阪府立山警察署	弁護士会	
3.5ある場合は別に定める用紙を用いて依頼書を作成する場合	□検察公訴文書法第39条第2項第1号	
	□検察公訴文書法第39条第2項第2号	

- ① 裁判官の印があるか。
- ② 「依頼日」が実際にファックスを送信する日付になっているか(印字されませんので記入してください。)。
- ③ 要通訳事件である場合、通訳言語が表示されているか。
- ④ (記)番号が正しく記載されているか。
- ⑤ 「国選弁護人選任請求の別」が「刑事訴訟法37条の2」となっているか。

※ 勾留状の記載(被疑者名、フリガナ、生年月日、勾留場所、勾留日、事件名)を訂正している場合があるので、その他の事項についても勾留状と照合してください。

※ 依頼書の記載を訂正する場合は、書記官印(地裁・簡裁の区別に注意!)を用いてください。

2. 法テラスへのファックス送信

① ファックス送信する書類

- ・ 国選弁護人候補指名通知依頼書
- ・ 勾留状の写し(1枚目、2枚目、別紙)
- ・ 不在・不受任通知書(請求理由が不在・不受任でなくとも、請求への添付や事前の提出があれば併せて送信してください。)

② ①の原稿を、送信面を上向きにセットして、法テラスのワンタッチキーをタップし、続いて送信キーを押すと、原稿読み込みを開始し、送信が開始される。

※ ファックスが输出した同報送信結果レポートを記録に編綴する必要があるので、送信は必ず1件ごとに行ってください。

※ 法テラスの依頼受付時間は午前9時から午後4時までです。当日最初の送信については、事前に電話連絡してください(法テラス国選弁護課電話番号:██████████)。なお午後4時以降、緊急で依頼する必要がある場合には、送信の可否を問い合わせてください。

③ ファックス送信後、しばらくすると同報送信結果レポートが出力されるので結果欄が「OK」となっていることを確認する。また、法テラスが受信通知として依頼書に受付印を押捺したものを受け取るので、同報送信結果レポートと共に記録に編綴する。

[4] 指名通知書を受信する

ファクシミリ送信書・受領書

① 法テラスの指名事務が完了すると、国選弁護人候補指名通知書が、ファクシミリ送信書・受領書と共にファックス送信されてくる。

② 受領書の部分に受付印を押捺して、法テラスへファックス送信する。

※ 地裁・簡裁の区別に注意！

※ 送信は必ず1件ごとに行ってください。

国選弁護人候補指名通知書

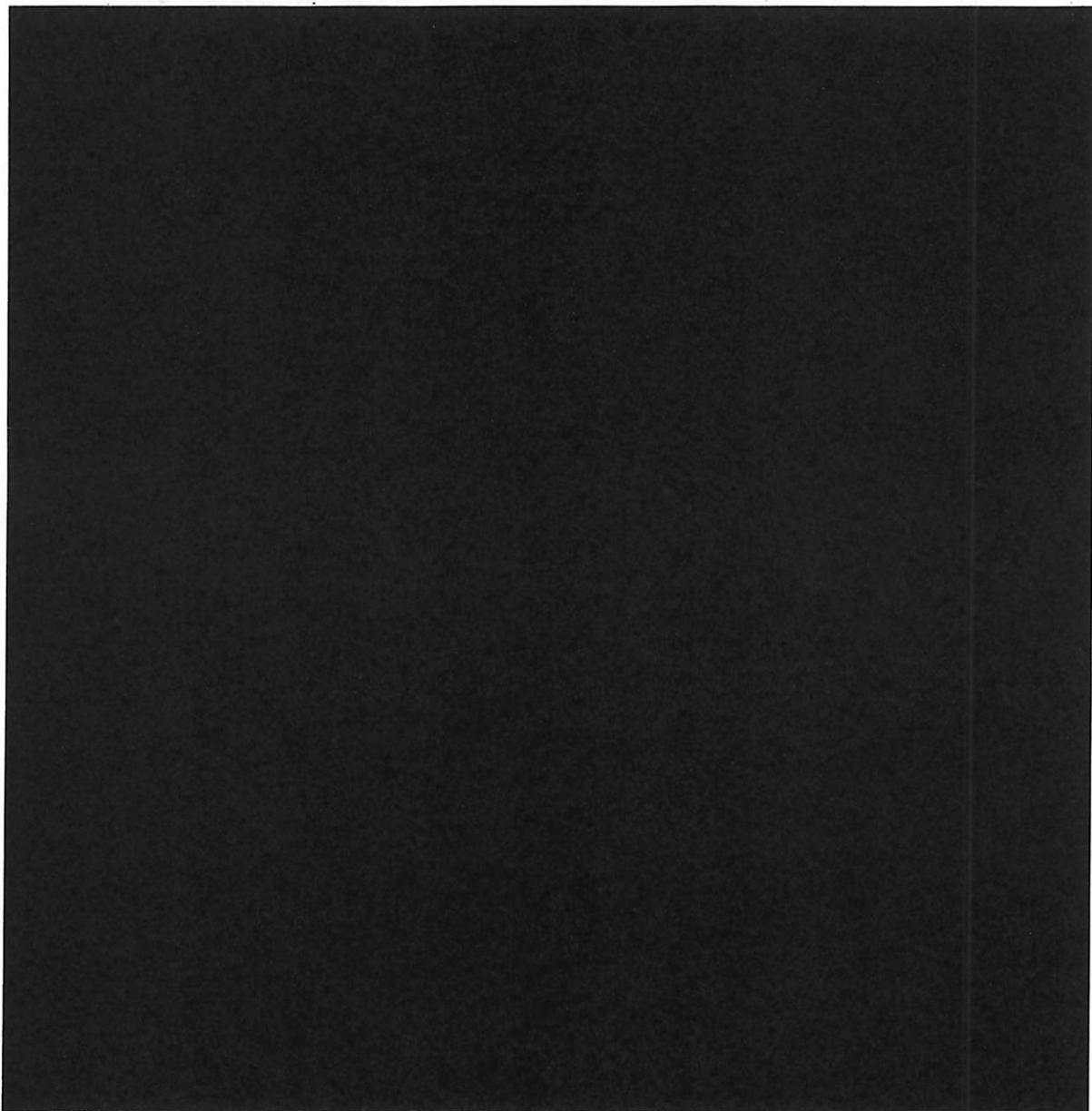
③ 弁護士の氏名、住所又は事務所の記載があるか確認する。

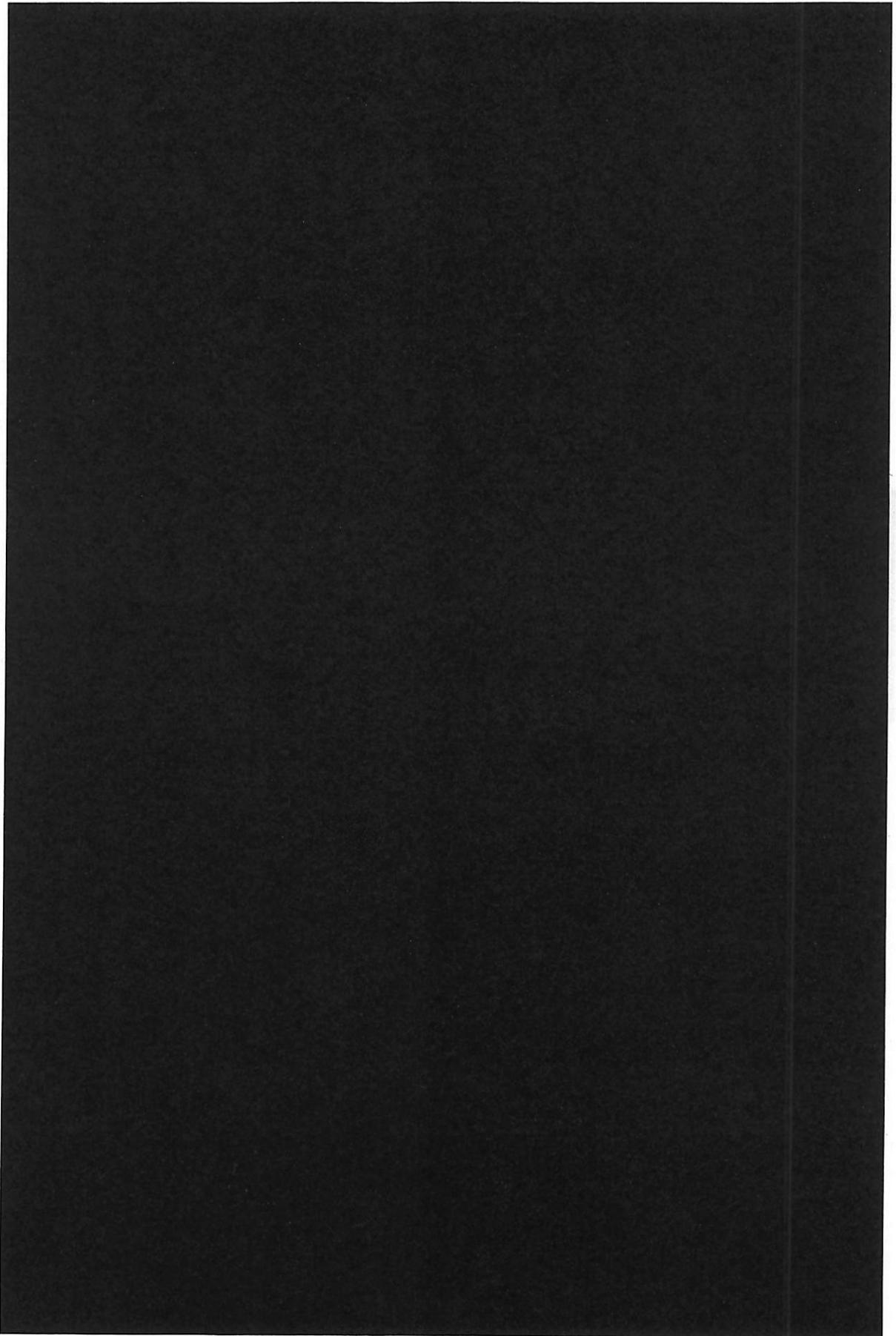
④ 所属弁護士会の記載及び総合法律支援法の選択(条文にチェック)があるか確認する。

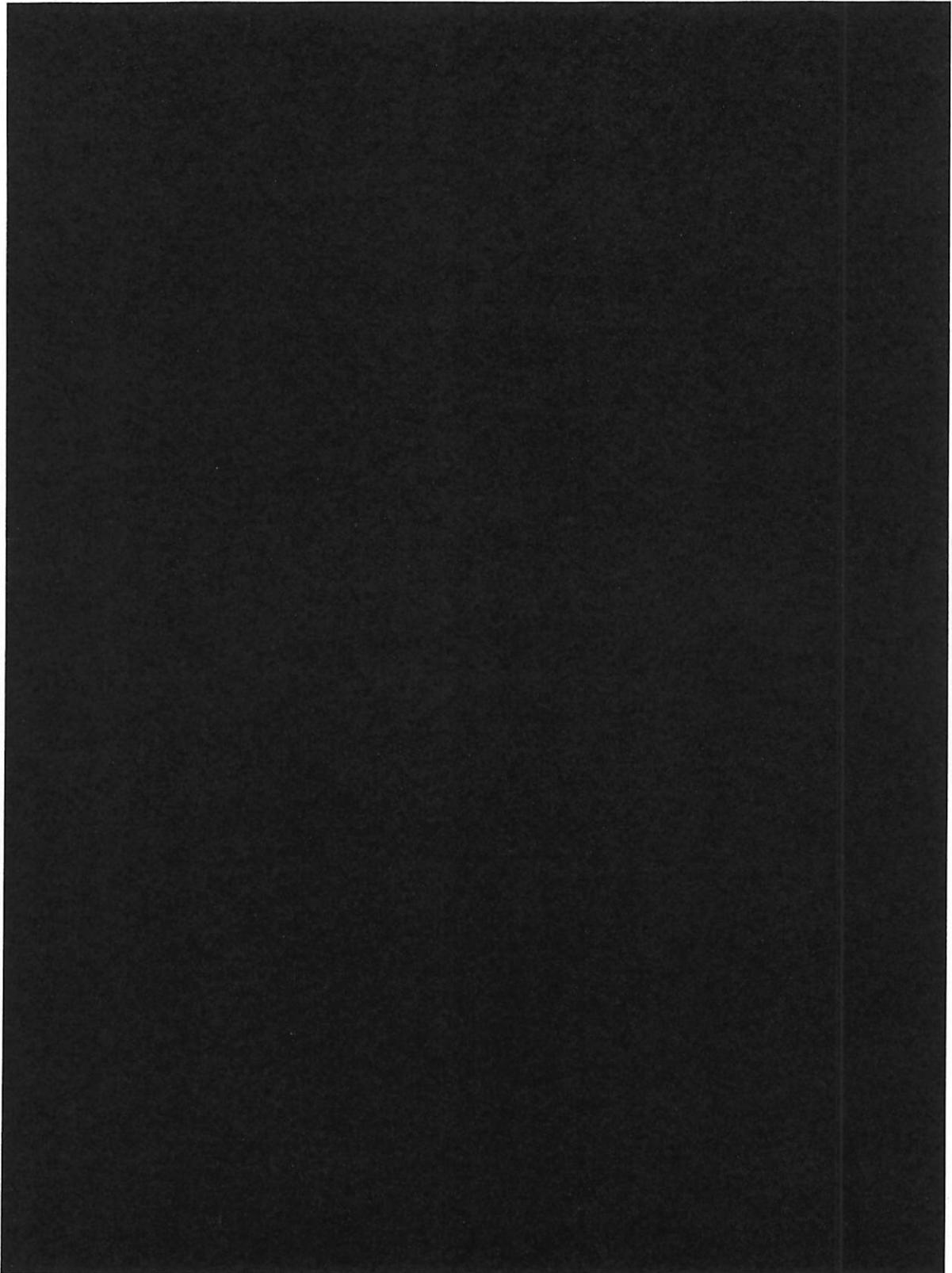
※ 記載等に不備があれば、法テラスに差替えとしての再送を依頼してください。

[5] 選任書等を作成する

1. 国選弁護人選任書及び選任通知書の作成







2. 記録の裁判官への提出及び結果等の記載

国選弁護人選任書

平成23年(記)第10001号
国選弁護人選任者
大阪弁護士会所属 弁護士 大阪花子
上記の弁護士を検察官山田太郎に対する訴審請求事件の国選弁護人に選任する。
平成23年2月12日
大阪地方裁判所
裁判官 山 本 雄

- ① 印刷した帳票の記載を確認の上、記録を整えて裁判官に提出する。

※ (記)番号の記載及び作成日付は入念に、そのほか、被疑者名、弁護人名、所属弁護士会、罪名についても確認しておいてください。

- ② 裁判官の決裁の後、印があることを確認する。

上訴申立等記録簿

平成23年(記)				上訴申立等記録簿			
登録番号	事件	年月日	被疑者・少年	文書の届日	届け人	ビニール袋封筒	封筒
10001	2・12	(記)	山田太郎	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10002	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10003	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10004	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10005	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10006	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10007	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10008	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10009	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○
10010	-	(記)	-	平成23年2月12日	大阪府検察官	○	○

・「セシター登録」は、本府検察官セシター大阪府検察官事務局に登録された場合に該当する。
・登録の場合はセシターカードが発行され、該登録の場合はセシターカードが発行されます。

- ③ 上訴申立書等記録簿の備考欄に、選任の日付と弁護人氏名を記入し、「選任」の文字を○で囲む。

記録表紙

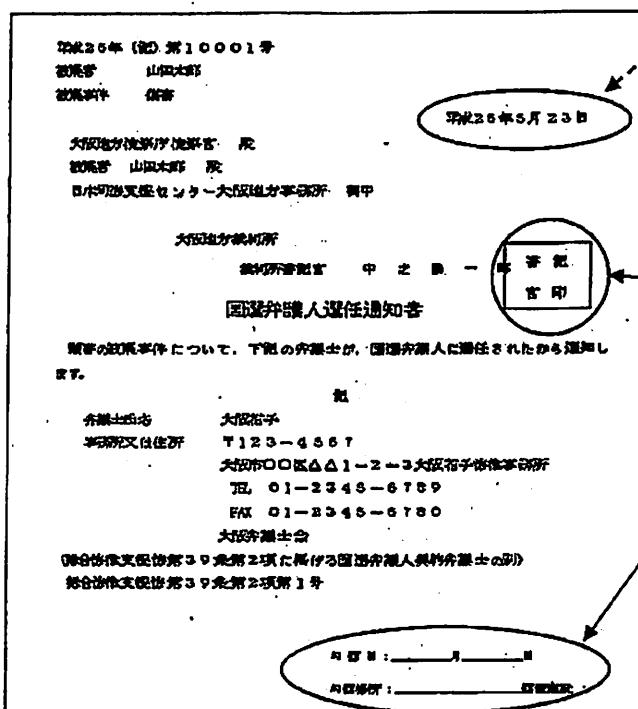
□ 大阪府新潟市中央区西新潟6丁目6番地 □ 大阪府検察本部新北島別館留置施設 □ 大阪拘置所 □ 大阪少年鑑別所	
請求者等	弁護人
<input checked="" type="checkbox"/> 被告者 <input type="checkbox"/> 犯人 <input type="checkbox"/> 被告免効を求める中立人	大阪花子
電話番号	電話番号
保存始期 平成 年 月 日	保存終期 平成 年 月 日

- ④ 記録表紙に弁護人氏名を記入する(電話番号は記入不要)。

[6] 選任通知書を送信する

1. 国選弁護人選任通知書の確認及び書記官印の押捺

国選弁護人選任通知書



① 作成日付が実際にファックスを送信する日付になっているか確認する。

※ 日付に齟齬があれば、正しい日付で作成し直すか、書記官印を用いて訂正してください。

② 書記官印を押捺する。

※ 地裁・簡裁の区別に注意！
(選任した庁の書記官印)

③ 勾留日及び勾留場所をペンで記載する。
(例: [Redacted])

2. 通知先へのファックス送信

選任通知書を、被疑者の勾留場所、検察庁当直、法テラスの3箇所にファックス送信する。

※ 送信は、次の手順で3箇所同時に使う。

- ① 原稿を、送信面を上向きにセットする。
- ② 【ファックス／スキャン】をタップする。
- ③ 被疑者の勾留場所(勾留状等で確認してください。)のワンタッチキーをタップする(画面に勾留場所が正しく選択されていることを確認してください。)。
- ④ 大阪地検 当直のワンタッチキーをタップする(必ず当直に送信してください。)。
- ⑤ 法テラスのワンタッチキーをタップする。
- ⑥ スタートボタンを押すと、書類を読み込み、送信が開始される。

※ ファックスが出力した同報送信結果レポートを記録に編綴する必要があるので、送信は必ず1件ごとに行ってください。

※ 選任通知書のファックス送信は可能な限り選任した当日に行ってください。なお、法テラスについては、依頼書でなく通知書の送信であれば何時に送信しても差し支えありません。

[7] 選任通知書の送信確認をする

同報送信結果レポート

① 同報送信結果レポートがファックスから出力されたら、「相手先」、「結果」を確認する。

※ 「結果」がOKでない場合は、送信できなかった通知先のみに再度ファックス送信してください。

※ 右の画面は、ファックス更新に伴い、
出力されるレポートの書式が変更される
ことから、イメージとして作成したもので
あり、上半分と下半分の日付等の内容
とは一致していない。

國選弁護人選任書(寫入)

写

平成23年(乙)第10001号

国選弁護人選任書

大庭内護士会群馬
弁護士 大阪花子

上記の弁護士を被疑者山田太郎に対する傷害未遂事件の国選弁護人に選ばする

平成23年2月12日

大防地方法務省

野村 木 郎

即日検察官・検察官・司法支援センターに通知済み

② 選任通知書が正しく送信されていることを確認したら、国選弁護人選任書写しの通知欄に通知した当直書記官の認印を押印する。

※ ファックス送信した日が選任日と異なる場合は、「即日」とあるのを送信日に訂正してください(訂正印(通知した当直書記官の認印)を忘れないでください)。

訂正の例：（平成23年2月13日）
（改行）

[8] 終了

選任通知書の送信確認が済んだら、国選弁護人選任書原本以外の書類を記録編綴順序のとおりに整頓して、左端をクリップで留めて [] に入る。選任書原本を選任書／解任書原本入れ(黄色のクリアファイル)に入れ、同じく [] に入る。

☆ 記録編綴順序

- ・ 記録表紙
- ・ 国選弁護人選任請求書・資力申告書
- ・ 通知書(被疑者版)
- ・ 私選弁護人選任申出書・通知書
- ・ 国選弁護人候補指名通知依頼書
- ・ 勾留状写し
- ・ 同報送信結果レポート(国選弁護人候補指名通知依頼書送信分)
- ・ 国選弁護人候補指名通知依頼書(法テラス受信確認分)
- ・ フアクシミリ送信書・受領書
- ・ 同報送信結果レポート(受領書送信分)
- ・ 国選弁護人候補指名通知書
- ・ 国選弁護人選任書写し
- ・ 国選弁護人選任通知書
- ・ 同報送信結果レポート(国選弁護人選任通知書送信分)

} 不在・不受任通知書の一式です。
} あれば綴ってください。

※ このほか、関連書類は適宜記録末尾に綴ってください。

☆ 退庁前チェックリスト

- 処理が終わった記録はすべて [] に入れた。
- 途中の記録をトレーに整頓し、引継用ペーパーに件数を記載した。
- 新件の受付事務はすべて済ませた(勾留質問が残っている場合は、書記官に受付事務の手順を伝えた。)。